

農山漁村振興交付金交付要綱

〔 制定
平成28年4月1日付け27農振第2327号
農林水産事務次官依命通知 〕

(通則)

第1 農山漁村振興交付金(以下「交付金」という。)の交付については、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 交付金は、農山漁村の持つ豊かな自然及び「食」を観光、教育、福祉等に活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農山漁村集体が存続に向けて集落間の連携を図る取組、地域資源を活用した所得又は雇用の増大に向けた取組、農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化及び自立と発展を推進することを目的とする。

(交付の対象及び交付率)

第3 農林水産大臣(以下「大臣」という。)は、実施要綱第3に定める農山漁村振興推進計画に基づき、実施要綱第2の2の(1)に定める事業実施主体(以下「事業実施主体」という。)が行う下記に掲げる事業(以下「交付事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費(以下「交付対象経費」という。)について、予算の範囲内で交付金を交付する。

- (1) 都市農村共生・対流及び地域活性化対策
 - (2) 山村活性化対策
 - (3) 農山漁村活性化整備対策
- 2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。
- 3 第1項の(3)の農山漁村活性化整備対策において、農山漁村振興交付金実施要領(平成28年4月1日付け27農振第2326号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)別紙5の第7の2に規定する交付金の額の限度(以下「交付限度額」という。)の年度ごとの交付限度額(以下「単年度交付額」という。)は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲とする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付対象事業ごとに「交付限度額} \times \text{A} - \text{B}」 \\ \text{により算出した額の合計額}$$

A: 交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

B: 前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率: 交付対象事業の事業費に対する執行业業費の割合

- 4 前項において、交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、交付金の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

(流用の禁止)

- 第4 別表の区分の欄に掲げる各事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(申請手続)

- 第5 事業実施主体(別表の3の事業にあつては、実施要領別紙5の第5の1の(5)の規定により活性化計画を提出した計画主体。以下「事業実施主体等」という。)は、交付金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を地方農政局長等(別表の1の(3)②の事業にあつては大臣、別表の1の(1)、(2)及び(3)①、2並びに3の事業にあつては、事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合は大臣、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合は地方農政局長をいう。以下「地方農政局長等」という。)に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体等は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

- 第6 交付規則第2条の規定による交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第7 地方農政局長等は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体等に交付金交付決定の通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

- 第8 事業実施主体等は、適正化法第9条第1項、交付規則第4条の規定により交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

- 第9 事業実施主体等(地方公共団体を除く。)は、交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- 2 事業実施主体等(地方公共団体を除く。)は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 事業実施主体等は、次の各号の一に該当するときは、交付規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更を除く。

(2)交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更を除く。

(3)交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表に定めるところによる。

(事業遅延の届出)

第12 事業実施主体等は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第3条第2号の規定に基づき、交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第13 事業実施主体等は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書を地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第14 適正化法第12条の規定に基づく交付事業の遂行状況報告は、交付金の交付決定に係る年度の各四半期(第1・四半期及び第4・四半期を除く。別表の3の農山漁村活性化整備対策にあつては、12月とする。)の末日現在において別記様式第6号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号の概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

- 2 地方農政局長等は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体等に対して当該交付事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第15 事業実施主体等は、交付事業を完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、別記様式第7号による実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 第5第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体等は、前項の報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体等は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額)を別記様式第8号による消費税等相当額報告書を速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第16第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第16 地方農政局長等は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付金の額を確定し、事業実施主体等に通知する。

- 2 地方農政局長等は、事業実施主体等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パー

セントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第17 地方農政局長等は、第10に定める交付申請の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の交付決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

(1)事業実施主体等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2)事業実施主体等が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(3)事業実施主体等が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4)交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第18 事業実施主体等は、交付対象経費(交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第19 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定により、大臣の定める財産は、それぞれ1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金交付の目的

及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、交付規則第5条により定める処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

- 3 事業実施主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 第18第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金の経理)

第20 事業実施主体等は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業実施主体等は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 事業実施主体等は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

第21 事業実施主体等のうち地方公共団体にあつては、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第10号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付事業交付の際付すべき条件)

第22 事業実施主体等のうち地方公共団体は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第5から第21まで(第7を除く。)の規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、地方公共団体は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接交付事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係

る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第11号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。
 - (1) 都市農村共生・対流総合対策交付金交付要綱(平成25年5月16日付け25農振第378号農林水産事務次官依命通知)
 - (2) 農村集落活性化支援事業補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26農振第1918号農林水産事務次官依命通知)
 - (3) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱(平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知。以下「プロジェクト支援交付金交付要綱」という。)
- 3 2に掲げる通知によって平成27年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 4 プロジェクト支援交付金交付要綱の規定により次年度の単年度交付限度額の算定において調整することとした事業について、平成28年度において本交付金を充てて実施しようとする場合、第3の4の規定により平成28年度以降に調整するものとする。

別表

区分	経費	交付率	軽微な変更
1 都市農村共生・対流及び地域活性化対策 (1) 地域資源活用対策 (2) 人材活用対策 (3) 広域ネットワーク推進対策 ① 都道府県単位における取組 ② 全国単位における取組	実施要領別紙1の別表の事項の欄の1に掲げる事業の実施に要する経費 実施要領別紙1の別表の事項の欄の2に掲げる事業の実施に要する経費 実施要領別紙1の別表の事項の欄の3(1)に掲げる事業の実施に要する経費 実施要領別紙1の別表の事項の欄の3(2)に掲げる事業の実施に要する経費	定額 定額 定額 定額	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の変更
2 山村活性化対策	実施要領別紙3の別表の具体的な事業内容の欄に掲げる事業の実施に要する経費	定額	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の変更
3 農山漁村活性化整備対策	(1) 事業費 実施要領別紙5の別表の事業名の欄の(1)から(4)までに掲げる事業の実施に要する経費 実施要領別紙5の別表の事業名の欄の(5)に掲げる事業の実施に要する経費 (2) 附帯事務費 (1)の事業に係る事務であって、都道府県が事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費 (1)の事業に係る事務であって、市町村等が事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費	定額(実施要領別紙5の別表の交付額算定交付率の欄のうち(1)から(4)までに掲げる事業の交付額算定交付率(定額、3/10、1/3、4/10、4.5/10、1/2、5.2/10、5.5/10、6/10)) 定額(一体となって実施する上記(1)から(4)までの事業の交付率と同率。ただし、農山漁村活性化施設整備附帯事業については1/2とする。) 定額(1/2以内) 定額(1/2以内)	次に掲げる変更以外の変更 1 事業実施主体の変更 2 事業メニューの新設又は廃止

平成 年度農山漁村振興交付金交付申請書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿

別表の1(3)②の事業にあつては農林水産大臣、別表の1(1)、(2)及び(3)①、2並びに3の事業にあつては事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合は農林水産大臣、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合は地方農政局長

住 所 (地方公共団体の場合は省略)
団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)
代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印)

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農山漁村振興交付金交付要綱第5の規定に基づき、 円を交付されたく申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容（又は実績）
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は事業に要した 経費)	負担区分				備 考
		国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
1 都市農村共生・対流及び地域 活性化対策 (1) 地域資源活用対策 (2) 人材活用対策 (3) 広域ネットワーク推進対策 ①都道府県単位における取組 ②全国単位における取組	円	円	円	円	円	
2 山村活性化対策						
3 農山漁村活性化整備対策 事業費 都道府県附帯事務費 市町村附帯事務費						
合 計						

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

- 4 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度 予算額 (又は本年度精算額)	前年度 予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫交付金 2 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額 (又は本年度精算額)	前年度 予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 都市農村共生・対流及び地域 活性化対策 (1) 地域資源活用対策 (2) 人材活用対策 (3) 広域ネットワーク推進対策 ①都道府県単位における取組 ②全国単位における取組 2 山村活性化対策 3 農山漁村活性化整備対策 事業費 都道府県附帯事務費 市町村附帯事務費	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表の区分の欄の事業名を記載する。

予算議決 (又は予算議決予定) 平成 年 月 日
(事業実施主体等が地方公共団体の場合に記載する。)

6 添 付 書 類

- (1) 事業実施主体等の寄付行為、定款等の団体の規約
- (2) 資金及び負債に関する事項が分かる書類
- (3) 収支予算 (直近の収支決算)
- (4) 別表の区分の1 (3) に掲げる経費にあっては、事業の概要のわかる実施設計書及び図面等
- (5) 別表の区分の3 に掲げる経費にあっては、地区別事業内容及び配分表 (別紙1)
- (6) 都道府県又は市町村の交付金の交付に関する規程又は要綱

- (注) 1 地方公共団体が事業実施主体等の場合は、(1) から (4) までの添付を要しない。
2 (1) から (4) までは、公募に応募した際等に提出した資料に添付したものから変更があった場合に添付すること
3 地方公共団体以外が事業実施主体等の場合は、(6) の添付を要しない。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体等〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

平成 年度農山漁村振興交付金変更承認申請書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿

別表の1(3)②の事業にあつては農林水産大臣、別表の1(1)、(2)及び(3)①、2並びに3の事業にあつては事業
を実施しようとする地域が北海道に所在する場合は農林水産大臣、 沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、
その他の都府県に所在する場合は地方農政局長

住 所 (地方公共団体の場合は省略)
団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)
代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知があつた事業について、下記のとおり〇〇
(注1) したいので、農山漁村振興交付金交付要綱第10の規定に基づき申請する。

記 (注2)

- (注) 1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
2 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中
「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）
と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合
は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変
更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付す
ること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

平成 年度第 四半期農山漁村振興交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

官署支出官地方農政局総務部長殿

別表の1(3)②の事業にあっては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、別表の1(1)、(2)及び(3)①、2並びに3の事業にあっては事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合は官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局及び中国四国農政局管内に所在する場合は官署支出官地方農政局総務管理官、沖縄県に所在する場合は官署支出官内閣府沖縄総合事務局長総務部長、その他の都府県に所在する場合は官署支出官地方農政局総務部長

住 所 (地方公共団体の場合は省略)
団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)
代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記により金 円を概算払いによって交付を受けるため、農山漁村振興交付金交付要綱第13の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

平成 年 月 日

区分	交付事業に要する経費	国庫交付金 (A)	既受額額 (B)		今回請求額 (C)		残高 (A-(B+C))		事業完了 予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	月 日迄予定 出来高	金額	月 日迄予定 出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
合計										

(注) 区分の欄は、別表の区分の欄の事業名を記載する。

平成 年度第 四半期農山漁村振興交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

別表の1(3)②の事業にあっては農林水産大臣、別表の1(1)、(2)及び(3)①、2並びに3の事業にあっては事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合は農林水産大臣、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合は地方農政局長

官署支出官地方農政局総務部長殿

別表の1(3)②の事業にあっては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、別表の1(1)、(2)及び(3)①、2並びに3の事業にあっては事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合は官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局及び中国四国農政局管内に所在する場合は官署支出官地方農政局総務管理官、沖縄県に所在する場合は官署支出官内閣府沖縄総合事務局長総務部長、その他の都府県に所在する場合は官署支出官地方農政局総務部長

住 所 (地方公共団体の場合は省略)
団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)
代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、農山漁村振興交付金交付要綱第14の規定に基づき、第 四半期の末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて、金 円を概算払いによって交付されたく請求する。

記

平成 年 月 日

区分	交付事業に要する経費	国庫交付金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 第・四半期 末の出来高	今回請求額 (C)		残高 (A-(B+C))		事業完了 予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	月 日迄 予定出来高	金額	月 日迄 予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
合計											

(注) 区分の欄は、別表の区分の欄の事業名を記載する。

平成 年度農山漁村振興交付金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

別表の1(3)②の事業にあっては農林水産大臣、別表の1(1)、(2)及び(3)①、2並びに3の事業にあっては事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合は農林水産大臣、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合は地方農政局長

住 所 (地方公共団体の場合は省略)
団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)
代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知があった事業について、農山漁村振興交付金交付要綱第14の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 事業遂行状況

区 分	実 施 計 画		○月末出来高		進捗率 (B)/(A)	備 考
	事業費(A)	国庫交付金	事業費(B)	国庫交付金		
	円	円	円	円	%	
合 計						

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
2 「実施計画」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された金額について記載すること。
3 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

2 事業着手年月日 平成 年 月 日

3 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

平成 年度農山漁村振興交付金実績報告書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿

別表の1(3)②の事業にあつては農林水産大臣、別表の1(1)、(2)及び(3)①、2並びに3の事業にあつては事業
を実施しようとする地域が北海道に所在する場合は農林水産大臣、 沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、
その他の都府県に所在する場合は地方農政局長

住 所 (地方公共団体の場合は省略)
団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)
代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、交付決定通知の
内容に従い実施したので、農山漁村振興交付金交付要綱第15第1項の規定により、その実績を報告する。
(また、併せて精算額として農山漁村振興交付金 円の交付を請求する。)

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
なお、間接交付事業者に対し交付金を交付している場合にあつては、記の5(2)の備考欄に、
間接交付対象事業者に対する交付金の交付が完了した年月日を記載すること。
- 2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写し
及び領収書等の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付し
たもののうち、変更があつたものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降
変更のない場合は省略できる。)
- また、処分の制限を受ける財産の取得の有無によらず、別記様式第9号の財産管理台帳を添付す
ることとし、処分の制限を受ける財産の取得がなかつた場合は、同様式に財産の取得がなかつたこ
とを記載し添付すること。
- 3 別表の区分の3に掲げる経費にあつては、記の6の添付資料に以下の資料を併せて添付すること。
ただし、該当する支出があつた場合に限り添付するものとする。
 附帯事務費 (別紙2)
 工事雑費 (別紙3)

平成 年度農山漁村振興交付金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿

別表の1(3)②の事業にあつては農林水産大臣、別表の1(1)、(2)及び(3)①、2並びに3の事業にあつては事業
を実施しようとする地域が北海道に所在する場合は農林水産大臣、 沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、
その他の都府県に所在する場合は地方農政局長

住 所 (地方公共団体の場合は省略)
団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)
代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があつた農山漁村振興交付金について、農山漁
村振興交付金交付要綱第15第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 (平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金 円
2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金 円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金 円
4 交付金返還相当額(3-2)	金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

別表の区分の3に掲げる経費にあつては、都道府県又は市町村並びに事業主体毎に添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

別表の区分の3に掲げる経費にあつては、都道府県又は市町村並びに事業主体毎に添付すること。

- ・免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

市町村（又は事業実施主体等）名 _____

地区名		地区			事業実施年度		平成 年度		農山漁村振興交付金（〇〇対策）					処分制限期間		処分の状況		摘要
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
	事業種目	事業実施主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分									
							円	円	円	円	円							
	計																	
	計																	
	合計																	

- (注) 1 数年にわたって施行する施設については、完成した年度に作成するものとする。
 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 4 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。

平成〇〇年度
農林水産省所管

農山漁村振興交付金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
交付事業名	交付決定の額	交付率	歳 入			歳 出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金相当額	支出済額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「交付事業名」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接交付事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

別紙1 地区別事業内容及び配分表(農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策))(別記様式第1号、第3号及び第7号関係)

市町村名	地区名	全体計画									前年度まで		本年度									本年度までの累計		翌年度以降(予定)		確定額(事業実施期間の最終年度のみ記載)					備考	
		事業メニュー番号	事業メニュー	要件類別番号	事業内容及び事業量	実施期間	事業実施主体	全体事業費 A	交付金額 (千円未満は切り捨て) 円	交付額 算定 交付率 B %	交付限度額 (千円未満は切り捨て) 円 C=A×B	事業費 円	交付金 円	事業内容及び事業量	事業費 円	交付金 円	(次年度以降調整額)	都道府県費 円	市町村費 円	その他 円	本年度未進捗率 E %	単年度交付限度額 F=C×E-D 円	仕入れに係る消費税相当額 円	事業費 円	交付金 円	事業費 円	交付金 円	確定 全体 事業費 円	交付額 算定 交付率 %	交付 限度額 (A) 円		交付金の 総額 (B) 円
							円	円	%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円	円	円	円	円	円	円	%	円	円	円	

1 記入にあたっては、実施要領別紙6の参考様式1「農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)年度別事業実施計画の記入について」に準じる。ただし、実績額の記入にあたっては、円単位まで記入すること。

2 別記様式第3号及び第6号に添付する場合は、変更前の内容を『()』にし、変更後の内容をその下段に記入すること。

3 確定額の欄は、事業実施期間の最終年度のみ記載すること。

4 「次年度以降調整額」は、交付要綱第3第4項による額を記載するものとし、「本年度交付金」の欄の内数とする。

5 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について(昭和44年5月24日付け44農地A第826号農林事務次官通知)に係る返還対象事業にあつては、地区内における交付金の振分けの基準を記載した書面を添付すること。(ただし、実績報告書提出時にのみ添付すること。)

別紙2 附帯事務費（別記様式第7号関係）

区 分	事業費	交付額	都道府県費	市町村費	その他	備 考
<p>1 都道府県附帯事務費</p> <p>人件費 給料 職員手当等 謝金 旅費 庁費 賃金 共済費 需用費 ○○○ ○○○</p> <p>2 市町村等附帯事務費</p> <p>○○市 謝金 旅費 庁費 賃金 共済費 需用費 ○○○ ○○○</p> <p>○○町 ○○○ ○○○</p> <p>○○土地改良区 ○○○</p>	円	円	円	円	円	
合 計						

別紙3 工事雑費（別記様式第7号関係）

地区名	事業実施主体等	事業費	工事雑費	備考
○○地区 ○○地区	○○市 ○○土地改良区 ○○土地改良区	円	円	
合計				